

## 新庁舎建設基本計画策定委員会市民部会

### 第8回第3分科会 議事要旨

日時：2004年11月27日 10時00分～12時00分

場所：森野分庁舎4階 第4会議室

出席委員：木美分科会長、浅井副分科会長、加来委員、福久委員、北条委員、前田委員、八木委員

傍聴者数：0名

主な議題：1. 前回議事要旨の確認  
2. 第3分科会の提案報告について  
3. 意見交換  
4. 第9回市民部会にむけて

審議内容：

<今回のまとめ>

- ・ P3 の基本的方向性「周辺の自然環境を活かした潤いと憩いのある庁舎空間を実現」の見出しの後、その方向性に関する2つの説明文が記載されている。見出しの表現との整合性を持たせるため、1番目に「潤い」に関する記述を、2番目に「憩い」に関する記述を示すこととした。
- ・ 敷地利用イメージの2案については、いずれの案でも配慮すべき共通事項を前面に示す等、編集の工夫を行うこととした。
- ・ 駐輪場の対象に関する記述を「自転車による～」を「自転車及び二輪車による～」に修正することとした。
- ・ バスによるアクセス路の提案については、まず「利用者の利便性向上」を示し、その後で「中心市街地の交通渋滞の緩和を図る」ことを記述することとした。

<次回への継続事項>

- ・ 今日の議論をふまえ、事務局にて報告書の修正を行う。修正の確認については、分科会長及び副分科会長一任とした。

#### 《議事要旨》

##### 1. 前回議事要旨の確認

- ・ 低層、高層の基準が不明確との意見を聞くことがある。第三分科会では、「建物の高さは、広場空間、必要な業務床面積を積み上げ、自然と決まってくるものであり、一般的に低層・高層の良否を検討しないこと」との議論が行われた。一般論でなく、ある程度の説明ができるように説得力のある表現とすべきではないか。
- ・ 議事要旨の読み手が、分科会の議論の意図を読み取ってくれるだろうか。
- ・ その考え方は、資料1報告書案に記載されていることから、議事要旨の修正は必要ないのではないか。
- ・ 前回議事要旨の修正は行わない。

##### 2. 第3分科会の提案報告について

(資料1に沿って説明)

### 3. 意見交換

#### ●提案書の構成・表現について

- ・ 「潤い」と「憩い」のある庁舎とは何か？同一の意味を持つのか、あるいは別に意味を持っているのか？
- ・ 「潤い」は自然環境との連続性を持たせることを表現し、「憩い」は市民や来庁者がそこで安らぎを感じて休むことのできることを表現しているものと読み取ることができる。
- ・ P3 の基本的方向性「周辺の自然環境を活かした潤いと憩いのある庁舎空間を実現」の見出しの後、その方向性に関する2つの説明文が記載されている。見出しの表現との整合性を持たせるため、1番目に「潤い」に関する記述を、2番目に「憩い」に関する記述を示すことが望ましい。
- ・ 分科会では「境川を活かす」というのが提言の柱。それを中心に、「親しみ」「憩い」「潤い」を表現していくことが必要。
- ・ 文章の構成として、具体性のある表現を先に、抽象的な表現を後ろに記載する。

#### ●庁舎への自動車アクセス路について

- ・ 敷地利用イメージB案とA案では、北西側の自動車アクセス路が異なっているが、異なる考え方であったか。
- ・ 北西側自動車アクセス経路はA案が正しく、B案を修正する。
- ・ 駐車場は市民ホールの利用者も利用することを考えると、有料化を検討してもよいのではないか。
- ・ 一般に、生活道路を集客施設のアクセス路として位置づけた場合、混雑発生などにより沿道住民のアクセス利便性が低下する可能性がある。
- ・ 逆にアクセス路となることで利便性が増すことによる受益者負担や、その地域全体の利益も考えられる。
- ・ 市民ホールと市庁舎が同時にイベントを開催した場合、周辺道路は非常に混雑するだろう。
- ・ イベント実施の前提として、公共交通での来訪を原則として、自動車利用を制限する必要があるだろう。ただし、関係者車の出入りの必要は生じる。

#### ●敷地利用イメージ案の示し方について

- ・ 敷地利用イメージA・B両案の配慮事項については、まず共通事項を示し、異なる事項をそれぞれの案に別記する示し方が好ましいだろう。
- ・ 分科会で議論されたA・B各案を推薦する主な意見は区別して示す。
- ・ A案、B案の図面は見開きで比較しやすいようにする。

#### ●駐輪場の対象

- ・ 自転車のアクセスに加え、自動二輪車によるアクセスも考慮する必要がある。

- ・ 駐輪場を無料とした場合、自転車も自動二輪車も放置されることが問題となる。
- ・ 駅前商業施設の自転車置き場では、放置自転車問題が続いたことから、駐輪料金を2時間まで無料、2時間以上の利用を課金する仕組みに変えた。これにより、放置自転車の数は少なくなったようだ。
- ・ 駐輪場の設置については、「二輪車」という表現でまとめて記載すれば、「自転車」も含まれることになる。
- ・ 自動二輪車と自転車は一緒に表現するべきでない。バイクはむしろ、自動車と同様の扱い、自動車用駐車場の敷地内に専用の駐輪場を整備すべきではないか。特に大型のバイクは自動車と同様であり、自転車と同じ動線を利用することは好ましくなくはないか。
- ・ 報告書に自動車用駐車場側にバイク専用駐輪場を整備することまで書き込む必要はないだろう。
- ・ 以上の議論をふまつつ、駐輪場の対象に関する記述を「自転車による～」を「自転車及び二輪車による～」と変更する。

#### ●バスによるアクセス路について

- ・ 高齢化が進めば、バス利用が増えるだろう。各地域から町田市役所や中心市街地まで乗り換えなしでアクセスできるコミュニティバスの整備に関する要望が高まっている。
- ・ 今後のバスルートの延伸、変更については、都市計画道路の整備の進展が大きく影響するだろう。
- ・ コミュニティバス「まちっこ」の活用を強く主張したい。
- ・ 町田市内では、今後住民の高齢化した団地が増えることから、「まちっこ」を増やしてほしいとする要望が多い。狭い道路をバスルートにすること、利用者数がそれほど多くないことを考慮すると、大型バスでなく、小型バスにより運用することが好ましいだろう。
- ・ コミュニティバスの運行を増やすことは、税負担の増加にもつながることも留意が必要である。
- ・ 支所機能の拡充が進めば、日常的に各地域から本庁舎に来庁することは少ないだろう。
- ・ 庁舎前の道路は多くの路線バスのルートとなっている。庁舎対面側の歩道にバスから降車した高齢者が庁舎にアクセスする場合、駅前通りは道幅が広いと、横断歩道を渡りきれない可能性がある。エレベーターを利用できる歩道橋や地下道（EV 移動）が必要ではないか。
- ・ 敷地内にスペースがあれば、敷地内で降車できるとよい。
- ・ バス運行は営利事業であり、需要に応じて自然に増便・ルート変更等が行われるだろう。
- ・ 報告書のバスによるアクセス路に関する提案として、「公共交通の利用を促進する」ことを強く主張すべきではないか。
- ・ 「利用者の利便性向上」をまず示し、その後で「中心市街地の交通渋滞の緩和を図る」ことを記述する提案文章が好ましい。
- ・ 以上の議論をふまえ、当該箇所について「多くのバス利用による来庁者が予想されることから、バスルートの変更を含めたバス利用の利便性を図り、中心市街地の交通渋滞の緩和を図ることが必要である。」と変更する。

●「ヒューマンスケールのまちづくり」について

- ・ P17「3. 賑わいを創出する周辺まちづくり展開の具体的方策」にある、「周辺地域のコンパクトでヒューマンスケールなまちづくり」とはどのようなイメージか。
- ・ 小さなまとまりの中で、誰もが歩いて気軽に回遊できるイメージである。
- ・ 「ヒューマンスケール」は人によって捉え方が異なる。抽象的で分かりづらい表現であるので、削除してもよいのではないか。
- ・ 代替する日本語での表現があれば、検討してほしい。
- ・ 文章としては表現を変えないで、「ヒューマンスケール」の後に注釈を付けるなどして対応してはどうか。
- ・ 意見は様々であるが、考え方として「ヒューマンスケール」の記述は残すこととする。

●庁舎周辺の街並みに相応しくない店舗の立地制限

- ・ P17「魅力的で良好な街並みの形成」の中で、「風俗店舗等の立地を制限するなど」と表現されているが、周辺地区に対して、景観緑三法の景観地区に指定することにより、風俗店舗や、誇大な屋外広告の設置に対して制限ができるようになるので、それを見据えた表現にできないか。
- ・ 条例づくりをすすめ、条例違反による公表が実効性を高める。地域社会のルールづくりが重要であり、地域との関わりあいのなかで、ルールの実効性が保たれる。
- ・ 「風俗店舗等の立地を制限するなど」については、現在の文章のまま、変更は行わない。

●あとがきについて

- ・ 景観法成立にあたって、ある専門家は「都市再生、自然再生より人間再生が重要であり、その手段がまちづくりである。自分のまちに愛着を持てれば、経済、都市、自然も再生してくる。その好循環を育てることがまちづくりである。」と語っている。この考え方が重要である。
- ・ 自らの街に対して、まず愛着を持つことが重要である。
- ・ 市民は意見を述べたら、その意見を述べた分だけの義務が発生することを考えるべきだ。
- ・ 市民が行政とともに、まちづくりを進めていくことが重要であることを示すことが好ましいだろう。

#### 4. 第9回の市民部会にむけて

- ・ 今日の議論をふまえ、事務局にて報告書の修正を行ってもらう。修正の確認については、分科会長及び副分科会長一任とする。

#### 《分科会で使用した資料》

- ・ 前回分科会の議事要旨（案）
- ・ 資料1：新庁舎建設基本計画策定委員会市民部会  
第3分科会（まちづくり）報告（素案）

以 上